

受動喫煙とは何ですか？

■受動喫煙とは

受動喫煙とは、他人の喫煙により発生したたばこの煙にさらされることをいいます。

喫煙により発生するたばこの煙には、喫煙者本人が吸い込む「主流煙」、たばこの先から発生する「副流煙」があり、主流煙が喫煙者の呼気に混じって排出されるものは「呼出煙」と呼ばれます。



■紙巻たばこの煙に含まれる有害物質

紙巻たばこの煙には、約 5,300 種類の化学物質が含まれており、そのうち発がん性があると報告される物質も約 70 種類存在しています。これらの化学物質は、喫煙により速やかに肺に到達し、血液を通じて全身の臓器に運ばれます。

副流煙に含まれる有害物質の含有量は、主流煙に比べ多いことがわかっています。屋内での喫煙は、副流煙に含まれる有害物質が一気に室内に広がることとなり、喫煙者以外の周囲の人の健康にも影響を及ぼすため、受動喫煙を防止する必要があります。

【たばこの煙に含まれる主な有害物質】

※主流煙と比較した副流煙の有害物質含有量



喫煙者が吸い込む
主流煙を 1 とした場合

副流煙

一酸化炭素
3.4～21.4倍※

ニコチン
2.8～19.6倍※

タール
(粒子成分の総称)
1.2～10.1倍※

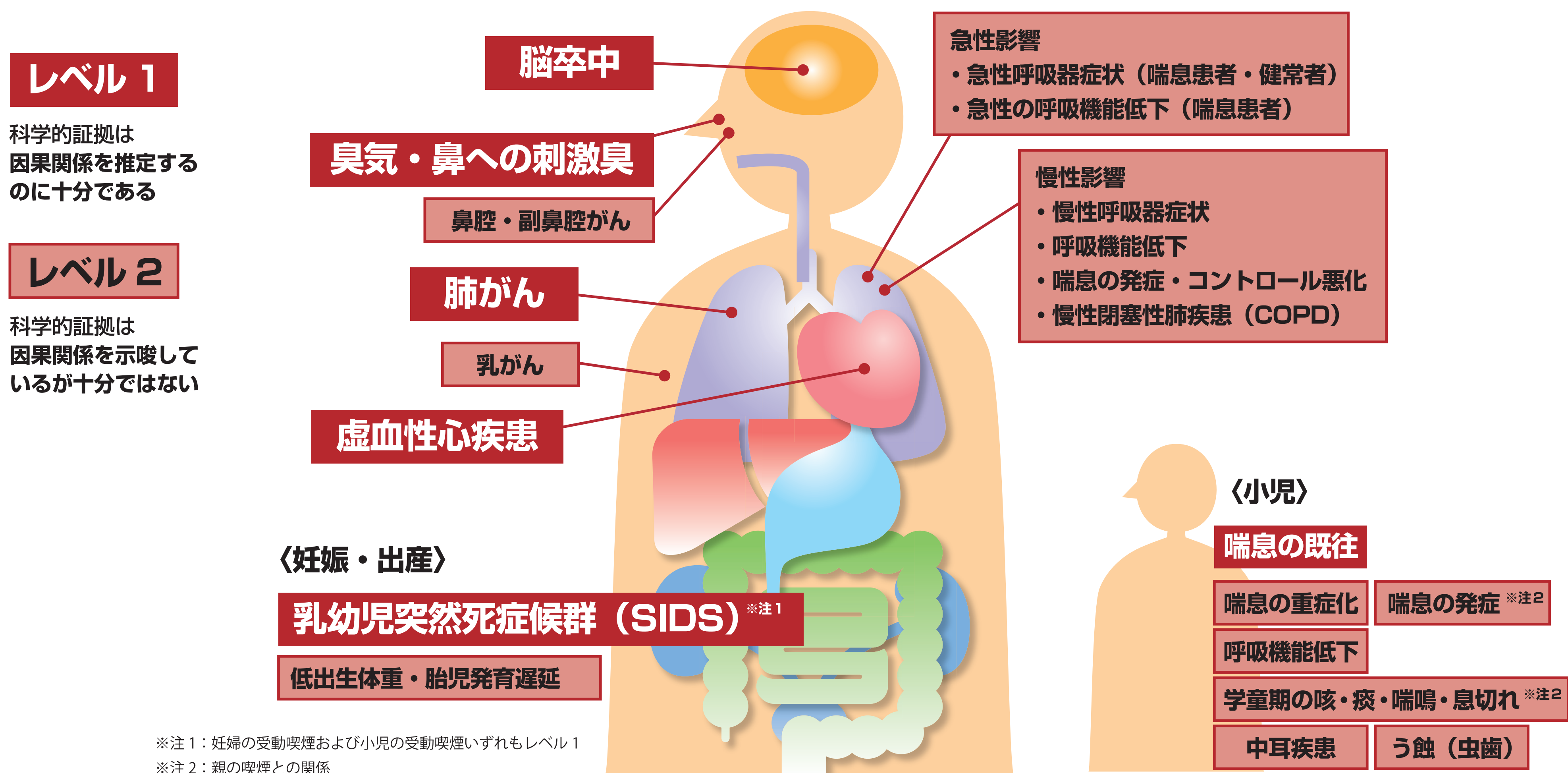


どんな影響がありますか？

■受動喫煙が及ぼす健康への影響

2016 年（平成 28 年）の厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会報告書によると、受動喫煙との関連が「確実」と判定された病気や症状として、脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群（SIDS）、不快な臭気、鼻への刺激感喘息の既往が報告されています。そのほか受動喫煙との関連が「可能性あり」と判定された病気には、乳がん、低出生体重・胎児発育遅延、喘息の発症や重症化、慢性閉塞性肺疾患（COPD）などがあります。

受動喫煙による健康影響



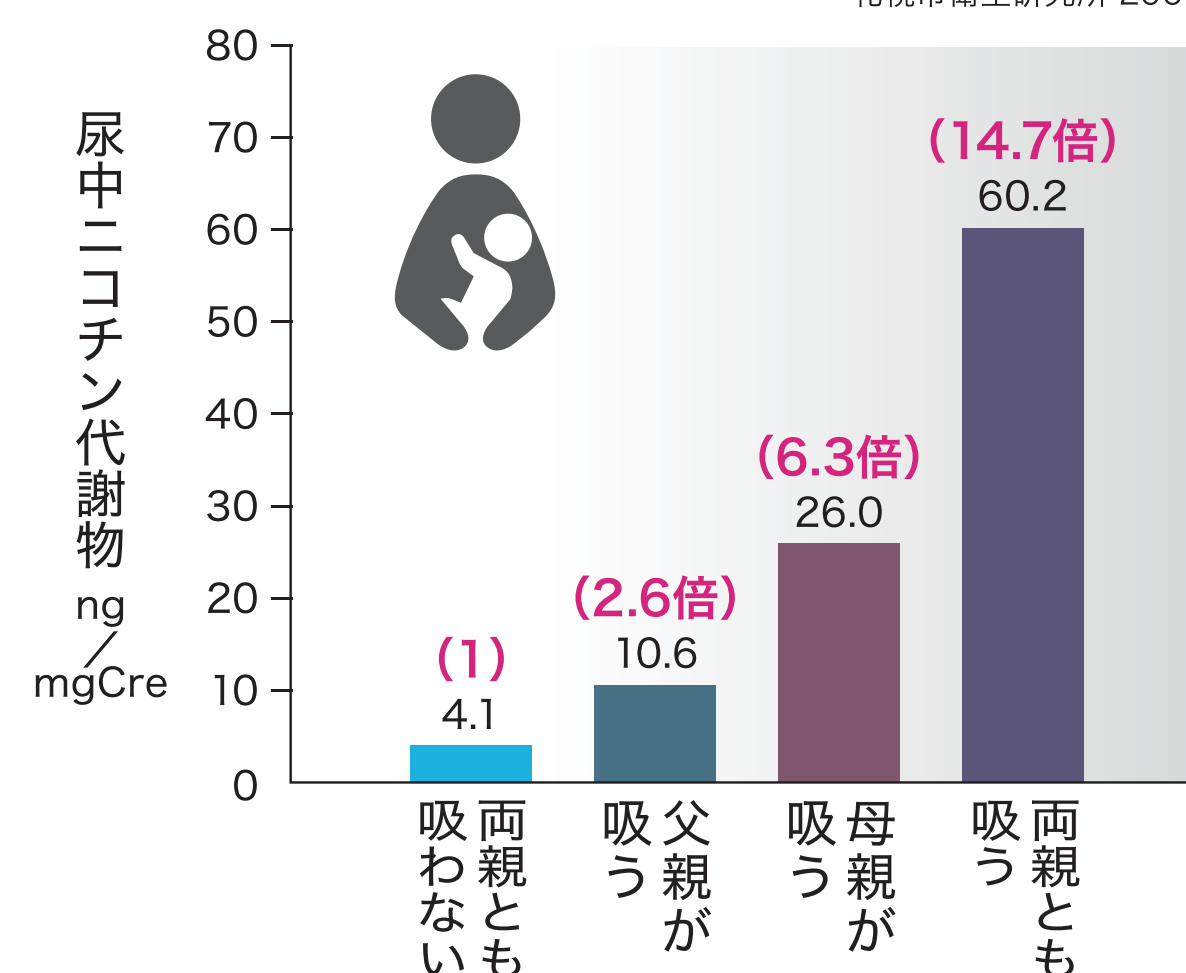
■子どもたちを受動喫煙から守る必要性

札幌市が行った調査では、乳幼児の尿を調べるとニコチンの代謝物が検出され、同居の親族が喫煙している場合の方が代謝物の量が多い結果となりました。これは、喫煙する家族と同じ空間で生活することで、受動喫煙により乳幼児の体内にニコチンが取り込まれていることを示しています。

また、小児の受動喫煙と乳幼児突然死症候群（SIDS）との関連は確実と判定されています。

【両親の喫煙と赤ちゃんの受動喫煙】

札幌市衛生研究所 2007



■子どもたちを受動喫煙から守るためにすべきこと

副流煙の有害性は、発生直後から空気中で希釈されるため、発生する環境により周囲に与える影響は異なりますが、普段たばこを吸わない人は、たばこの煙に対する感受性が高く健康への影響を受けやすいという報告があることから、どんな場所でも子どもたちがたばこの煙にさらされないよう気をつける必要があります。子どもが近くにいることが想定される通学路や公園、健康増進法においては規制対象外となる屋内の場所（例えば家庭や自家用車の中）などでも、周囲の大人が子どもたちを受動喫煙から守る配慮をすることが必要です。

札幌市に適用される受動喫煙を防止するための法律や条例

ひろがっています! 望まない受動喫煙対策

2019年7月から、病院や学校、行政機関で原則敷地内禁煙のルールがスタートしました。そして2020年4月、飲食店やオフィス・事業所などでも、原則屋内禁煙となるほか、20歳未満の方の喫煙エリアへの立入禁止などを加えた改正健康増進法が全面施行されます。



多くの施設において
原則屋内禁煙に



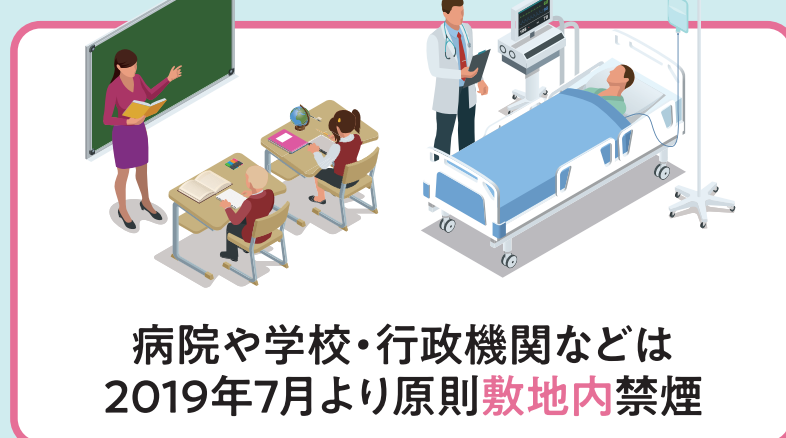
20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での
喫煙は
喫煙室限定



喫煙室には
標識掲示が義務付け



病院や学校・行政機関などは
2019年7月より原則敷地内禁煙

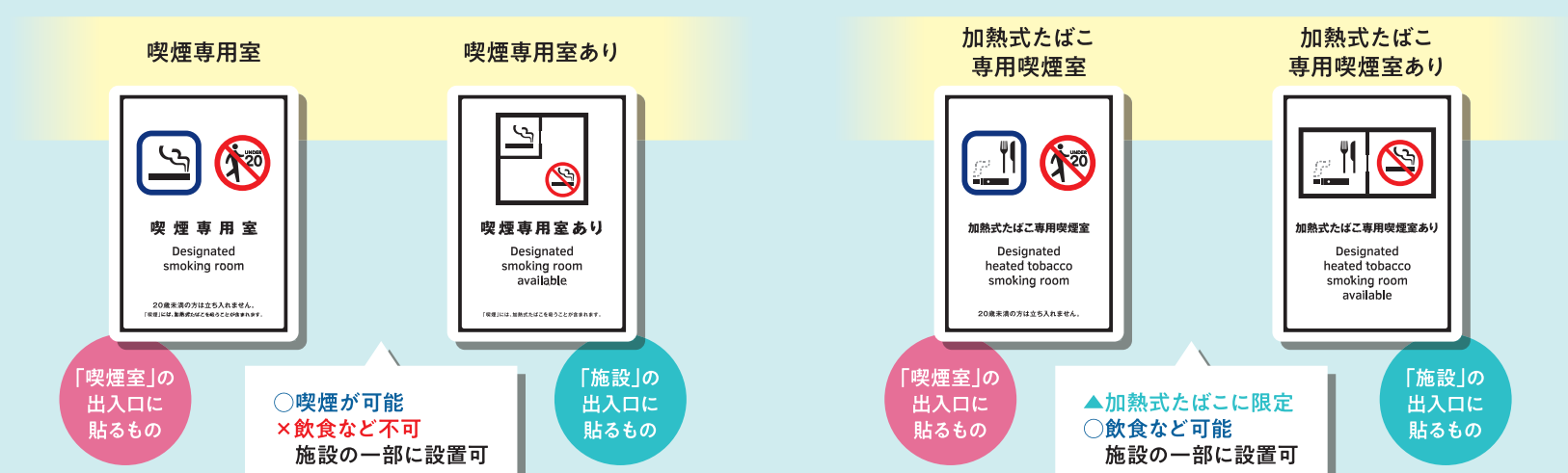


飲食店やオフィスなどは
2020年4月より原則屋内禁煙
事務所、工場・ホテル・旅館、旅客運送事業船舶・鉄道などの施設

2020年4月、様々な施設でスタート!

この標識が目印です。

喫煙室には標識掲示が義務付けられます。
設置区分によって標識を定めているので、お店に入るときにチェックしてみてください。



詳しくは「なくそう! 望まない受動喫煙」サイトをご覧ください
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう! 望まない受動喫煙



北海道受動喫煙防止条例が制定されました

オール北海道で受動喫煙防止対策

～『受動喫煙ゼロ』の実現を目指します～

2020年4月1日、改正健康増進法（※全面施行）&北海道受動喫煙防止条例（※一部）がスタートしました。

道では、全ての方に望まない受動喫煙を生じさせない「受動喫煙ゼロ」の実現を目指し、道、道民、事業者及び関係団体がそれぞれの責務の下、協働しながら道民運動として、受動喫煙防止対策を推進することとしています。

新しいルールを守って、たばこを吸う人も吸わない人も快適に過ごせる街づくりにご協力をお願いします。

健康増進法と条例との比較

区 分	改正健康増進法	条 例
第一種施設	保育所、認可外保育施設、幼稚園、認定こども園、小・中・高校等	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所を <u>設置できない</u> ）
	医療機関、行政機関、大学、専門学校等	法に準拠
第二種施設	事務所、宿泊施設、飲食店、スーパー、コンビニエンスストア等	原則屋内禁煙（喫煙専用室等を設置できる）
	屋内	法に準拠
	屋外	受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましい
	飲食店の対応（経過措置）	既存の小規模飲食店（客席面積100㎡以下等）は、当面の経過措置として、喫煙を選択可能 ※保健所への届出が必要
	喫煙場所への20歳未満の立入禁止	立入禁止（従業員、利用者等）
	標識の掲示	喫煙室の出入口及び当該施設の主な出入口に標識を掲示
屋 外	都市公園やスポーツ施設等の屋外施設（20歳未満の者等が多く利用する施設）	喫煙場所を設置する場合は、 <u>特定屋外喫煙場所と同等の措置を講ずるよう努める</u>
	20歳未満の者及び妊婦への対応	<u>20歳未満の者及び妊婦がいる場所で喫煙しないよう努める</u> <u>保護者は、養育する子どもに受動喫煙を生じさせないよう努める</u>
従業員等への受動喫煙防止対策		<u>従業員（雇用関係にある者）</u> に対する受動喫煙防止対策に努める <u>従業員等（雇用関係にない親族や派遣職員等を含む）</u> に対する受動喫煙防止対策に努める



北海道保健福祉部健康安全局

2020年4月から北海道受動喫煙防止条例が段階的に施行されています。

札幌市内においては、健康増進法と北海道受動喫煙防止条例で定める義務等のいずれも守る必要があります。

札幌市は「さっぽろ受動喫煙防止宣言」 を表明しました

「さっぽろ受動喫煙防止宣言」は、「受動喫煙のないさわやかなまち さっぽろ」を目指し、市民、各団体や事業者、行政が一体となり、連携協力し受動喫煙防止を市民運動として広めることを目的としています。

受動喫煙防止に関する法律や条例を守ることともに、市民一人ひとりがそれぞれの立場で、受動喫煙防止のために配慮し、行動することが重要です。

「さっぽろ受動喫煙防止宣言」は、「宣言文」と「宣言に基づく私たちの取組」で構成されています。

「宣言文」は、札幌市が目指す姿や受動喫煙防止のために行動し互いに協力することの決意を示しています。また、受動喫煙対策の5つの重点的方針を示しています。

「宣言に基づく私たちの取組」は、受動喫煙対策が同じ方向で一体となって推進されるよう、5つの重点的方針ごとに、それぞれが具体的にどのような行動をすることが望ましいかを示しています。

さっぽろ受動喫煙防止宣言

私たちのまち さっぽろは
ライラックの花薫る さわやかな空気のまちです

私たちさっぽろ市民は このまちで
子どもたちが健やかに成長すること
誰もが快適に過ごせることを願っています

私たちは 受動喫煙防止のため
次のとおり自ら行動し
互いに協力する輪を広げていくことを宣言します

- ・ 受動喫煙の健康への影響について認識を共有します
- ・ これから生まれる命や子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守ります
- ・ 職場での受動喫煙をなくすため互いに協力します
- ・ 受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろで世界の人々を歓迎します
- ・ 禁煙したい人を応援します



2020年2月28日
札幌市



宣言に基づく私たちの取組

全ての市民は、家庭の一員として地域社会の一員として、それぞれの役割や立場において、受動喫煙から互いを守る取組を推進します。

市民が所属する各団体及び事業者は、その活動において、受動喫煙のない地域社会づくりに貢献する取組を推進します。

更に、市民、各団体や事業者及び行政は、各々が主体的に以下の取組を実施するとともに、互いに連携協力し一体となって、受動喫煙のないまちを目指します。

～受動喫煙について理解し、配慮しましょう～

受動喫煙の健康への影響について認識を共有します

【市民として】

- 受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、自らの健康を増進するよう努めるとともに、家庭や職場、公共の場所などで他の人が受動喫煙にさらされることのないように配慮します。
- 子どもたちや妊婦、患者などの受動喫煙の健康への影響が大きい人に特に配慮する必要があることを認識します。

【各団体や事業者として】

- 市民が受動喫煙の健康への影響について正しく理解し、自らの健康を増進するよう働きかけ、行政が行う周知啓発活動に協力します。

【行政として】

- あらゆる機会を活用し、市民が受動喫煙の健康への影響について正しい知識を得ることができるよう周知啓発します。
- 子どもたちが将来にわたって自らの健康を自ら守るため、受動喫煙や喫煙の健康への影響を学ぶ環境を作ります。
- 受動喫煙について簡潔でわかりやすい内容の啓発資材を作成し、各団体や事業者と連携し、市民に周知啓発を行います。

宣言に基づく私たちの取組

～子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守りましょう～

これから生まれる命や子どもたちの健康と未来を受動喫煙から守ります

【市民として】

- 子どもたちや妊婦の近くで喫煙しません。
- 公園や通学路など、子どもたちが多い場所では喫煙しません。
- 子どもたちや妊婦が受動喫煙にさらされることのないよう、喫煙できる場所に立ち入らせません。
- 保護者等は、子どもたちが受動喫煙にさらされることのないよう、子どもたちと同室の空間や子どもたちが同乗する車内では喫煙しません。

【各団体や事業者として】

- 子どもたちが参加するイベント等では、子どもたちに受動喫煙を生じさせないよう、特に配慮します。また、喫煙行為に関するルールを明確にし、受動喫煙や歩きたばこによる火傷が生じないよう協力を呼びかけます。

【行政として】

- 保護者等を受動喫煙が胎児や子どもたちの健康に与える影響を伝えるなど、子どもたちの健康を守るための知識を得る機会や情報を提供します。
- 子どもたちや妊婦の近くでの喫煙及び歩きたばこをしないよう周知啓発します。

～互いに協力し、職場での受動喫煙をなくしましょう～

職場での受動喫煙をなくすため互いに協力します

【市民として】

- 職場では、事業者等の施設管理者が決めた施設内での喫煙行為に関するルールを守り、互いに協力し受動喫煙が生じないようにします。

【各団体や事業者として】

- 事業者は、職場で受動喫煙が生じないよう健康増進法を順守し、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」で定められた受動喫煙対策の措置をとるよう努力します。
- 各団体や事業者等の施設管理者は、受動喫煙を防止するため施設内の喫煙行為に関するルールを明確にし、周知徹底を図ります。
- 事業者は、労働者の健康を増進する取組や、20歳以上の労働者であっても受動喫煙が生じないような措置を行います。

【行政として】

- 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」による職場での望ましい受動喫煙対策の周知や、労働者の受動喫煙防止に関する適切な相談先の情報提供を行います。

宣言に基づく私たちの取組

～さっぽろを訪れる人にも市民にも快適な環境を目指しましょう～

受動喫煙のないさわやかなまちさっぽろで世界の人々を歓迎します

【市民として】

- 人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙行為に関するルールを守り、受動喫煙を生じさせないよう配慮します。

【各団体や事業者として】

- 施設管理者は、利用者が受動喫煙を避けることができるように、施設の出入口に施設の喫煙環境（禁煙か喫煙場所があるか）をわかりやすく表示します。
- 施設管理者は、利用者に受動喫煙を生じさせないよう施設の出入口に吸い殻入れを置かないなどの配慮をします。
- 飲食店は、宣伝や広告を行う際には、店内の喫煙環境（禁煙か喫煙場所があるか）を明記します。
- イベント等では、国内外からさっぽろを訪れる人にも喫煙行為に関するルールがわかるよう周知します。

【行政として】

- 人通りの多い場所や人が多く集まる場所では、喫煙行為に関するルールを守ることや受動喫煙を生じさせないよう配慮することを、市民や国内外からさっぽろを訪れる人に周知啓発します。
- 飲食店等の施設内の喫煙環境をわかりやすく表示するための、情報提供等を行います。

～禁煙に取り組む人に協力しましょう～

禁煙したい人を応援します

【市民として】

- 家庭でも職場でも、身近な人が禁煙をするときには、禁煙が継続できるよう協力します。

【各団体や事業者として】

【行政として】

- 禁煙したいと思う人が禁煙に取り組めるよう禁煙外来などの情報提供を行い、禁煙が継続できるよう支援します。

宣言に賛同いただける方を 募集しています！

札幌市では、「さっぽろ受動喫煙防止宣言」の5つの重点的方針（方針の一部でも結構です）や、受動喫煙防止の考えにご賛同いただける方を募集しています。

個人でも事業者、施設、各種団体でも結構です。

賛同いただける方は、下記の受付フォームから登録が可能です。受付フォームは市民・個人用と団体・事業者用で分かれておりますので、それぞれ該当するリンクから登録をお願いいたします。

市民一人ひとりの行動で受動喫煙を防止し、さわやかなまちを目指しましょう。



市民・個人登録

[https://www.city.sapporo.jp/
hokenjo/tabako/oubosiminnyou.html](https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/tabako/oubosiminnyou.html)



団体・事業者登録

[https://www.city.sapporo.jp/
hokenjo/tabako/oubodantaiyou.html](https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/tabako/oubodantaiyou.html)



宣言ロゴマーク



さっぽろ受動喫煙防止宣言を市民のみなさまに知っていただき、親しみをもってもらえるよう宣言のロゴマークを作成しました。

札幌市立大学デザイン学部の協力のもと、学生から候補作を募集し、こちらのロゴマークに決定しました。

(考案者：札幌市立大学デザイン学部人間情報デザインコース 3年 梶 明日花さん)
(令和2年度現在)